

# 講演会 <これだけは知っておきたいマンション管理の実務>のご案内

平素は本会の諸活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、本会では、下記のとおり、マンションの区分所有者や専門家の方々にもご参加いただけますように「これだけは知っておきたいマンション管理の実務」と題した講演会を企画いたしました。

本講演会では、「管理規約」や「管理費等滞納」及び「民泊」を演題にした講演を予定しております。どの演題も、マンション管理の基本的な法的問題の解説をしており、知見を深めていただく良い機会でもございますので、マンション管理の適正化に取り組んでおられる区分所有者や専門家の方々には、是非ともご参加いただきたく、ご案内を申し上げます。

■ 日時 2019年 3月16日(土) 午後1時30分～午後3時30分 ※受付は午後1時から

■ 場所 大阪弁護士会館 2階 201・202会議室

【住所】大阪市北区西天満 一丁目12-5

【交通】地下鉄・京阪本線⇒「淀屋橋駅の1号出口から徒歩約10分」又は「北浜駅の26号階段から徒歩約7分  
京阪中之島線⇒「なにわ橋駅の出口1から徒歩約5分」

■ 参加費 無 料

■ 定員 180名 (定員に達し次第、締め切りとなります)

■ 主催 大阪弁護士会

■ 後援 一般社団法人 大阪府マンション管理士会  
公益社団法人民間総合調停センター

■ 申込方法 下記の申込書を記載していただき、「FAX」をお願いします  
なお、ホームページからもお申込みいただけます。

■ 内容 <第1部>

## 講演1:管理規約について

弁護士:北野 隆志 (大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会委員)

## 講演2:管理費等滞納への対応について

弁護士:郷原さや香 (大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会委員)

## 講演3:民泊について

弁護士:辻岡 信也 (大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会委員)

<第2部>

## 【報告】マンション管理に係る紛争の民間総合調停センターでの解決の現状

【報告者】 弁護士:田淵 学 (大阪弁護士会 ADR推進特別委員会副委員長)



以 上

■ 申込先 大阪弁護士会 法律相談部ADR課 担当事務局宛

FAX:06-6364-1255 TEL:06-6364-1238

(お申込日) 2019年 月 日

■ お名前 \_\_\_\_\_ ■ 所属(役職) \_\_\_\_\_

■ ご住所 〒( ) \_\_\_\_\_

■ ご連絡先:(TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

※ ご記入頂いた情報は、当日の参加者名簿に掲載するほか、主催者からの各種連絡・情報提供以外の目的には利用しません。

### 一時保育サービスを実施します (事前要予約・無料)

[対象] 首がすわった乳児から未就学児まで

[時間] 講演会開始15分前から終了15分後まで

お申込を希望される方は、3月6日(水)までに問合せ先(大阪弁護士会ADR推進特別委員会担当事務局)まで電話(06-6364-1238)でお問合せください。

<事務局メモ欄>